

あなたの大切にしてきた想いを、
未来の芦屋市へ。

遺贈寄附のご案内



芦屋を愛し、ご縁のあった人生。
その想いを未来へとつなぐ方法として、遺贈寄附という選択があります。

皆様が大切にされてきた財産を、教育、福祉、文化、環境など、芦屋市の様々な取り組みに活かすことができます。ご遺志をしっかりとお預かりし、次世代のために役立ててまいります。

遺贈寄附について、少しでもご興味をお持ちいただけましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

芦屋市長 高島 峻輔

遺贈寄附とは

遺贈寄附とは、遺言や故人の想いを受けた相続人によって財産の一部または全部を、自治体・団体に寄附することです。芦屋市では、様々な事業や活動に活用させていただくため、遺贈寄附を承っております。



こんな想いをお持ちの方に
長年住み慣れた芦屋に貢献したい
次世代の子どもたちのために役立てたい
相続人がいない、または少ない



遺贈寄附の特徴

税制上の優遇措置



遺贈（遺言での寄附）：ご寄附いただいた財産には相続税がかかりません。
相続後の寄附：相続税だけでなく、所得税・住民税も軽減される場合があります。

用途の指定



ご希望に応じて使い道を指定できます。

金融機関等との連携



芦屋市では金融機関・遺贈支援事業者と連携しているため、安心してご寄附いただけます。

実績のご紹介

これまで芦屋市では遺贈寄附によって、総額6億円以上のご寄附をいただき、市民の皆様の生活向上に活用させていただきました。



ひとり親家庭等の大学進学支援
寄附額：5,000万円



公園の整備・維持
寄附額：3,000万円



高齢者福祉
寄附額：2.3億円

あなたの想いが選ぶ未来

教育

子育て

芦屋市教育振興基金
大学等入学支援基金
子ども・子育て支援基金

経済的な理由で夢を諦めることなく、
すべての子どもが自分らしく輝ける芦屋市を、一緒に築いていきませんか。

文化

スポーツ

芦屋市での生活をもっと豊かなものへ

まち
づくり

環境

芦屋市のまちをより良いまちへ

福祉

高齢者や障がいのある方が住みやすい芦屋へ

防災

芦屋市をもっと災害の強いまちへ

あなたの想いが、愛する芦屋を守り育む、永遠の力となります。

よくあるご質問

Q 手続きにお金はかかりますか？

芦屋市が提携している金融機関・遺贈支援事業者への相談は無料です。遺言信託等のサービスを利用する場合や公正証書遺言を作成する際は、別途費用等が必要な場合があります。費用の詳細は提携先の金融機関・遺贈支援事業者へお問い合わせください。

Q 家族に内緒でも大丈夫ですか？

可能ですが、後々のトラブル防止のため、事前にお話しされることをお勧めします。

Q 相続で受け継いだ財産の寄附（相続寄附）はできますか？

相続人の方からのご寄附も可能です。

Q 有価証券や物件・土地の寄附はできますか？

原則、受け付けていません。現金化を行っていただいた場合は受付可能です。

Q 財産の一部だけの寄附はできますか？

遺言書等でご指定いただくことで、財産の一部のみでも可能です。

お手続きの流れ

遺贈の実現に向けては、専門家（弁護士・司法書士・行政書士・税理士・金融機関等）にご相談のうえ、遺言執行者の選任と公正証書遺言の作成をお勧めしています。

1 ご相談



まずは以下の窓口へ
ご相談ください

2 遺言執行者の選任



遺言に基づき手続きを行う方を
選任いただきます

3 遺言書作成



金融機関等にて
公正証書遺言作成を
サポートいたします

4 遺言の執行



ご逝去後、遺言に基づき
芦屋市への遺贈が実現します

お問い合わせ先

※1

相談料無料

遺贈寄附全般に関するご相談

銀行

三井住友銀行 相談アドバイザー部

TEL 0120-338-518

受付時間 平日 9:00～17:00

みなと銀行 個人業務部
(信託サポートグループ)

TEL 078-333-3226

受付時間 平日 9:00～17:00

信託銀行

三井住友信託銀行 芦屋支店

TEL 0120-134-189

受付時間 平日 9:00～17:00

遺贈支援
事業者

READYFOR株式会社

TEL 0120-948-313

受付時間 平日 10:00～17:00

芦屋市の遺贈寄附について

芦屋市役所 企画部 市長公室 DX行革推進課
TEL: 0797-38-2172 FAX: 0797-31-4841

※1 一部金融機関において、相談は無料でしていただけますが、サービスの利用には所定の手数料・報酬等が必要となる場合があります。
また、公証役場での公正証書遺言の作成にも別途費用がかかります。詳しくは各金融機関・遺贈支援事業者へお問い合わせください。